

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：12201
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2015～2019
課題番号：15K07628
研究課題名（和文）近代日本の地主金融 担保の構成と結果の視点から

研究課題名（英文）Moneylending by Landlords in Modern Japan, with a Focus on the Structure of Collateral and its Consequences

研究代表者
大栗 行昭（OHGURI, YUKITERU）

宇都宮大学・農学部・教授

研究者番号：50160461
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：1880年代に日本の地主金融（数種類の担保で構成されていた）はどのような構成をもち、どのような結果を生んだかが地主経営のレベル、村のレベルで明らかになった。
初期の産業組合は部落を区域に設立されたか、地主が組合設立を主導した動機は何か、初期産業組合設立の実態からみて自治村落論は支持されるかが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果、資本主義が確立した明治後期に、日本農村の多くは部落・集落を越えた広がりをもつ協同組合の設立を志向したと考えられる。部落・集落を横断する協同組合が予想外に展開していた要因の解明は、現在の農山村の地域づくりで求められている、集落の機能を補完する広域コミュニティの形成に何らかの含意をもつかもしれない。

研究成果の概要（英文）：It was revealed what structure and consequences moneylending by landlords comprised of several kinds of collaterals had in the 1880s' Japan at the level of their businesses and villages.

It was revealed whether early rural cooperatives comprised of one village, why landlords took the initiative in the establishment of the cooperatives, and whether the theory of self-governing village communities is supported by the findings of the study on the establishment of early rural cooperatives.

研究分野：農業経済学

キーワード：農業史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の地主は、明治 10 年代の松方デフレ期などに農民の土地を買い集めたが、買入地の多くは貸金の流地取得によるものであった。これは地主制史研究では通説になっている。では逆に、10 年代の地主金融はどのような性格をもち、どのような結果を生んだのか。地主は多様な金融（占有担保である質入、非占有担保である書入など）を営んだが、それらが相互にどう関係し、どのような結果を生んだかは、地主経営のレベルでも地域（村）のレベルでも、実態がほとんど解明されていない。

(2) 明治 30 年代、地主の多くは個人金融から地域金融機関の経営に軸足を移した。地主が信用組合などの産業組合の設立を主導した主要動機を、彼らが共同体（部落）に規制され、執行部層としての責任を問われたことに求める学説（初期の産業組合は藩政期の村である部落を区域に成立したという自治村落論、齋藤，1989）がある。しかし、同説は初期（明治 33 年産業組合法施行から 10 年間）産業組合の区域を検証するのに大正末期の資料を利用したり、部落組合か町村組合かという問題設定で部落組合の概念を部落の内（区域が藩政村のそれに満たない組合）と外（区域が藩政村を越えるが町村区域に満たない組合）に押し広げたりするなど、実証過程に問題を含んでいる。

2. 研究の目的

1) 明治 10 年代、日本の地主金融（多様な金融形態で構成された）はどのような構成をもち、どのような結果を生んだかを地主経営レベル、地域（村）レベルで明らかにする。

2) 初期（立法から 10 年間）の産業組合は部落を区域に設立されたか、地主が組合設立を主導した動機は何か、初期産業組合設立の実態からみて自治村落論は支持されるかを明らかにする。

3. 研究の方法

1) 明治 10 年代の地主金融の構成と結果について、地主経営レベルでは神奈川県大住郡の地主資料を、地域（村）レベルでは福島県信夫郡 A 村の役場資料を、それぞれ利用して明らかにする。

2) 初期産業組合の区域と地主の関与については、官報（産業組合設立登記公告を掲載）と福島県庁文書を利用して明らかにする。

4. 研究成果

1) 明治 10 年代、地主金融はどのような担保の構成をもち、担保はどのような結果を生んだか

地主経営レベルでは大住郡石田村の地主・石田家（耕地所有は明治 15 年に 17 町、20 年に 54 町）、地域（村）レベルでは福島県信夫郡の A 村を例に、明らかにした。これまでの研究で明らかにされていたのは、明治 20 年代初め、担保件数の構成比は書入 93%、質入 7% で、書入が質入を圧倒していたこと、東日本の質入比率は相対的に高く、神奈川県は 33% で山梨県の 37% に次ぎ、福島県も 12% で 6 番目に高かったこと（いずれも丹羽，1959）などである。

(1) 明治 10 年代、石井家の金融 1,562 件の構成は、書入 383 件（25%）、質入 269 件（17%）、証券・動産・建物担保 33 件（2%）、無担保貸 877 件（56%）であった。無担保貸が最も利用された貸付であったことは注目される。担保金融 685 件の構成は質入 39%、書入 56%、その他 5% で、やはり質入比率が比較的高かった。10 年代前半に質入と書入はほぼ拮抗していたが、後半には書入が質入を圧倒するようになった。

これら金融の特質は次のようであった。貸付の期間・規模・利子率・手続きで短小・簡易な方から、無担保貸、書入、質入という序列があった。この序列はまた、債務を返済できない借用者のたどる道筋にもなった。少額の無担保貸から、その元利を借入金にした書入へ。その膨らんだ元利を借入金とするため、追加の担保を供して質入へというように、少額の無担保貸が質入へ、やがて流担保に行き着くというのが通例であった。こうして 10 年代の石井家の貸付では、無担保貸の 38%、書入の 37%、質入の 64% が土地売渡に結びついた。

(2) (1) は、金融を得たい農民の行動とその結果とを、地域の主要な資金供給者の側からみたものであるが、次はそれを地域（村）の中に位置づける。明治 10 年代、蚕糸業の展開によって全国有数の先進地帯であった福島県信夫郡の A 村で、担保の構成と結果はどのようなものであったか。

担保金融の利用者は村民の 9 割にのぼり、特に自小作層では全員が利用し、所有地（筆数）の半分以上を担保にした者が 2/3 近くに及ぶほど、深く依存した。村民が借入を始めたのは 10 年代前半のインフレ期で、生活費の増大と副業の開業が要因とみられる。担保金融の利用者全員が書入を盛んに利用した一方で質入の利用は少なく、近世から主要な金融手段であった質入は、制度化されて間もない書入にとって代わられた。

インフレ期を中心に盛んに利用された書入は、返済されず何度も書き換えられた挙げ句、流地となったものが多い（返済されたのは 28% にすぎず、21 年末までに 36% が流地売渡となった）。こうして村民の 60% は所有地価を減少させたが、15% はこれを維持し、25% は増大させた。所有地を増大させた者の存在は、村民間で金融が行われたことを示唆する。有力な地主が出現しなかった同村で、借用者は同等以下の土地所有者あるいは村外者の資金に依存したとみられる。

(1) と (2) の考察から、商品・貨幣経済の進展に伴い金融の手段として書入が利用され、近世か

ら賃入が盛んであった東日本でも、明治 10 年代半ばには書入が支配的になったとみられること、10 年代の担保金融は書き換えを繰り返したり担保の形態を変えたりしながら、流地売渡になる道筋をたどったものが少なくないこと、有力な資金供給者（地主）をもたないような村では小土地所有者が相互に融通するなどの方法で急場をしのいでいたことなどが明らかになった。

2) 初期産業組合は部落を区域に設立されたか、地主が関与した動機は何か、自治村落論は有効か

初期の産業組合は、藩政期に成立した部落を区域とする、小農の商品経済対応組織であったとされる。この自治村落論を検証するには、組合設立時の資料を用いて組合の区域と藩政村の領域とを比較する必要があるが、適切な資料は使われてこなかった。本研究は産業組合法立法後 10 年間に設立された 5,509 組合の役員住所（官報掲載の設立登記公告の情報）によって、組合区域が藩政村であったか、地主が関与した動機は何か、自治村落論は有効かを検証した。

(1) 初期産業組合は部落を区域に設立されたか

産業組合を藩政村組合・藩政村未満組合（区域が藩政村に満たない組合）・複数藩政村組合（区域が藩政村を越える組合）に 3 分類した上で、初期産業組合は自治村落とされる部落＝藩政村を区域にしたか（藩政村組合であったか）を検証した。

藩政村組合は、45 府県（藩政村を欠く北海道と沖縄を除く）の初期産業組合数 5,509 の 39%（2,122）で、それが最も多い府県は図で黒色の 11 県にとどまった。これに対し、複数藩政村組合は産業組合数の 45%（2,484）を占め、それが最も多い府県は 31（図で白色、それが藩政村未満組合と同数である 2 県を加えれば 33）に達した。藩政村未満組合は、九州の南・西部 3 県（図で灰色）、あるいは 1 村多集落型地域（坂根嘉弘，1996）を中心に、全体の 16%（903）と無視できない存在であった。

また、初期産業組合 5,509 組合の設立に参加した藩政村は少なくとも 10,916 村あったが、うち複数藩政村組合 2,484 組合に参加した藩政村は 7,891 村で、組合参加村の実に 72%を占めた。

以上の事実から次のことが明らかになった。初期産業組合で藩政村組合は支配的でなかった。複数藩政村組合は最も大きい存在であり、藩政村未満組合も無視できない存在であった。藩政村民がどの区域の組合を必要としたかをみると、設立に参加した藩政村の実に 7 割が複数藩政村組合を選んでいて、藩政村民の多数は藩政村を横断する組合を必要としたと考えられる。

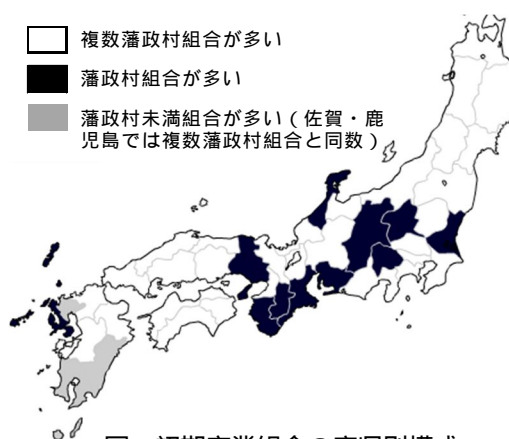


図 初期産業組合の府県別構成

(2) 初期産業組合の設立を地主が主導した動機は何か

初期産業組合の中で最も大きい存在は複数藩政村組合であった。福島県の複数藩政村組合の設立者について検証したところ、組合には中小地主、あるいは中産を超える資産者が存在し、藩政村を越える区域の組合を可能にしたことが示唆された。佐伯（1963）は、日露戦争後に自作中堅層の広範な参加をみるとはいえ、立法後 10 年間の産業組合は全体として「地主的色彩の強いものである」と指摘した。1900 年代、地主金融にはうまみがなくなりつつあった。資金運用の見直しを迫られていた中小地主層にとって、信用組合は運用資金に悪くない利回り（万木，2019）を、販売組合は特産物の有利販売を通じて小作料増徴をもたらすように映ったと思われる。中小地主を取り巻く小宇宙に注目すれば、町村制施行から十数年が経過し、行政村では彼らが議員の多数を占めて村長に就くなど、地主的秩序が形成され、彼らが藩政村間を結びつけやすい状況が生じていたとみられる。彼らに藩政村域を越える組合を選ばせた主要動機として示唆されるのは、彼らが執行部層として共同体（部落）に規制されたことではなく、経済合理的判断であると考えられる。

(3) 初期産業組合設立の実態から、自治村落論は有効か

齋藤（1989）は、初期産業組合は部落組合として成立した、部落は封建的自治村落であるとした。本研究はこの自治村落論の実証過程を問題視し、設立時の姿を示す資料を用いて、全府県を対象に、初期産業組合は自治村落とされる部落＝藩政村を区域にしたかを検証した。その結果、藩政村組合は支配的でなかった。複数藩政村組合は初期産業組合で最も大きい存在であり、藩政村未満組合も無視できない存在であった。藩政村民がどの区域の組合を必要としたかをみると、設立に関わった藩政村の実に 7 割が複数藩政村組合を選んでいて、藩政村民の多数は藩政村を横断する組合を必要としたと考えられる。複数藩政村組合を設立するに当たって村々をまとめたのは中小地主、彼らを動かしたのは経済合理的判断であることが示唆された。初期産業組合設立の実態からは、自治村落論は支持されない。

引用文献

丹羽邦男「明治十年代における土地取引の地域的性格」堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』

第4巻，明治前期の経済過程，1959年，156・185．

佐伯尚美『日本農業金融史論』御茶の水書房，1963，102．

齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社，1989．

坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会，1996，137-148．

万木孝雄『開発途上期日本の農村金融発展 戦前の農村信用組合を中心として』農林統計出版，2019，15-22．

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大栗行昭	4. 巻 第91巻第4号
2. 論文標題 初期産業組合設立における自治村落論の検証 組合の区域と設立者の検討を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 農業経済研究	6. 最初と最後の頁 407-424
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大栗行昭
2. 発表標題 初期産業組合の区域と設立者
3. 学会等名 日本農業史学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----